平成25年度　事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	自立支援医療費（更生医療）の支給								継続
コード	24	－	32	－	02	－	00	予算事業名	自立支援医療費　自立支援医療・補装具
担当部署	福祉部		障害者福祉課		障害給付担当			予算事業コード	会計 10　款 02　項 01　目 07

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）　位置付けなしの場合

法令による実施義務：義務

基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	実施計画事業名	なし
方向性(節)	1節	だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	個別計画等の名称	川越市障害者支援計画
施策	3	障害者福祉の推進		
細施策	5	福祉サービスの充実	当事業に関連する事務事業	なし
事業実施の根拠となる法令・条例等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	障害の軽減等が見込まれる身体障害者を対象に、自立支援医療費（更生医療）を支給することによって、障害の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活をおくることができるようにする。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	毎年度、自立支援医療費の支給を希望する身体障害者からの申請に基づき、職員が県更生相談所へ自立支援医療費支給の判定を依頼する。判定結果に基づき、支給認定の可否を判断し、支給が可能であれば、自立支援医療費支給認定事務を行い、申請者に自立支援医療費受給者証を交付する。これにより、更生医療にかかる医療費の障害者負担は、原則として1割になる。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		222,000	249,481	333,608	357,227	402,773	
（25年度予算額大幅増／減の理由）							
事業費	A	242,668	283,401	331,478	355,937	402,773	434,374
人件費	B	3,669	3,669	2,935	3,669	3,669	3,669
総コスト（C＝A＋B）		246,337	287,070	334,413	359,606	406,442	438,043
正規職員（1年間の従事人数）		0.50人	0.50人	0.40人	0.50人	0.50人	0.50人
臨時職員（1年間の従事人数）							
国県支出金	D	182,001	212,550	248,609	266,952	302,079	325,780
その他特定財源	E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担（＝C－D－E）		64,336	74,520	85,804	92,654	104,363	112,263

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値	
活動	1年間の支給件数	件	121	166	141	167	167	26年度	189
	指標の定義・説明		自立支援医療費（更生医療）の支給を受けた件数						
活動	1年間の申請件数	件	121	166	141	167	167	26年度	189
	指標の定義・説明		自立支援医療費（更生医療）の支給申請をした件数						
								年度	
	指標の定義・説明								
								年度	
	指標の定義・説明								
指標に基づく評価	障害者に必要な医療であり、障害の除去あるいは軽減を図り、就労能力の増進や日常生活を容易にするという点から成果を挙げていると考える。								

5. 事業の実施を通じた分析

(1)　現在の課題と状況　課題はない

身体障害者の障害の軽減等を図るため、また障害者世帯に対しての経済的負担の軽減を図る目的から、自立支援医療費の支給は障害者福祉の推進に必要不可欠である。特に心臓機能障害、腎臓機能障害にかかる医療費の額は大きく、健康保険の一部負担金の額もこれに比例して、大きいことから、自立支援費の支給認定を受けることで、ひと月の負担は軽減される。法令の定めにより支給認定事務を行っており、医療費の支給を他のサービスで代替する、または民間事業者との競合等は考えられない。なお、市が事業の主体となることは法令上の義務である。

(2)　比較参考値（他市での類似事業の例など）

障害者総合支援法に基づく事業であるため各市町村同一である。

(3)　事業を廃止・縮小したときの影響

自立支援医療費の支給認定は、法令の規定に基づき、指定医療機関が作成する医学的意見書等により、県更生相談所の判定を受けた上で行うものである。よって民間委託等や類似事業との統合はできない。なお、自立支援医療費の支払いに関する事務は、平成19年10月より埼玉県国民健康保険団体連合会（国保連）に委託している。

平成25年度事務事業評価　方向性提示シート

所管部署			福祉部				障害者福祉課	障害給付担当
事務事業名称			24	32	02	00	自立支援医療費（更生医療）の支給	
今後３年間の方向性	25年度	継　続						
	26年度	継　続						
	27年度	継　続						